

第2期計画(令和2年4月~令和7年3月)

◎ 計画の主な内容

■消費者施策の方向性と展開

- 基本目標1
消費者の安全・安心の確保
- 基本目標2
消費者の自立への支援
- 基本目標3
消費者教育の推進
- 基本目標4
消費生活相談体制の充実

■重点取組の設定

- 重点取組1
在学中に成年となる高校生等に対する実践的な消費者教育を推進するため、教育委員会等と連携し府内すべての高等学校等で消費者教育を実施できるよう重点的に取り組む
- 重点取組2
消費者被害から高齢者、障がい者を守るため、府内全市町村に高齢者の見守りネットワーク(消費者安全確保協議会等)が設置され、より効果的な運営が行われるよう市町村の取組を支援

特に喫緊の課題を重点取組に設定。

消費者を取り巻く現状と課題

【消費者被害の未然防止・拡大防止】

- 消費生活相談体制の強化
- 成年年齢引き下げ後の若年者への消費者教育の推進
- 高齢消費者被害の拡大、深刻化
- 悪質商法(霊感商法等)の手口の巧妙化・複雑化
- 高度情報通信化の更なる進展に伴う取引形態の複雑化・多様化(インターネット通販等)

【その他】

- 社会や環境に配慮した消費行動の実現(SDGs)
- 消費生活に関連する教育との連携
- キャッシュレス化の推進や金融リテラシーの向上
- ギャンブル依存症問題

大阪府消費者基本計画(第3期)の策定

- 消費者を取り巻く現状・課題に対応した「消費者基本計画(第3期)」の策定に向け、大阪府消費者保護審議会に諮問。
- 大阪府消費者保護審議会及び同審議会計画策定検討部会において、消費者施策の方向性と展開、重点取組の設定など、第3期計画に盛り込むべき内容の検討を行う。
- 大阪府消費者保護審議会の答申を受け、令和7年3月末までに第3期計画の策定を行う。

◎策定スケジュール(予定)

- | | | |
|------|--------|-------------------------------|
| 令和5年 | 9月 | 第1回府消費者保護審議会開催(消費者施策の実施状況の報告) |
| | 10~12月 | 幹事会で第3期計画骨子素案の作成作業 |
| | 12月 | 第2回府消費者保護審議会開催(諮問) |
| | | 府審議会計画策定検討部会(検討部会)設置 |
| 令和6年 | 1~3月 | 第3期計画骨子案作成、検討部会開催 |
| | 4~6月 | 幹事会で計画素案作成、検討部会委員の意見を踏まえ追加・修正 |
| | 7月 | 府消費者保護審議会開催(答申案審議) |
| | 8月 | 府消費者保護審議会開催(答申) |
| | 9月 | 計画案作成、政調会説明 |
| | 11~12月 | パブコメ、パブコメを踏まえた計画案の作成 |
| 令和7年 | 1~2月 | 審議会開催、政調会説明 |
| | 3月 | 計画策定、公表 |